

沖縄県教育委員会規則の一部改正（社会教育主事の資格の認定に関する規則）

生涯学習振興課

沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第4条第1項第2号の規定に基づき、教育長専決により処理したので、同規則第6条の規定により報告する。

1 規則の概要（社会教育主事の資格の認定に関する規則）

沖縄県における社会教育主事の資格の認定について必要な事項を定めた教育委員会規則

2 改正の経緯及び必要性

社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令等の施行並びに社会教育主事の資格及び社会教育主事講習の受講資格等の取扱いについて（令和7年7月31日付け7文科教第801号。文部科学省総合教育政策局長通知）が発出され、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の4第4号の規定により都道府県の教育委員会が行う社会教育主事の資格の認定の目安が改められたことを踏まえ、沖縄県教育委員会が行う社会教育主事の資格の認定基準を改める等の必要がある。

3 改正の概要

- (1) 社会教育主事の資格の認定基準を改める。（第2条関係）
- (2) 本籍の記載又は写真の添付を不要とする。（別記様式第1号から別記様式第3号まで関係）
- (3) その他所要の改正を行う。（第1条、第4条及び第5条並びに別記様式第1号から別記様式第3号まで関係）
- (4) この規則は、令和8年4月1日から施行する。（附則）

4 公布日（公報掲載日）及び施行年月日

公 布 日 令和8年3月31日

施行年月日 令和8年4月1日

5 根拠法令

社会教育法第9条の4第4号

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 社会教育法（抜粋）
- (3) 社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令等の施行並びに社会教育主事の資格及び社会教育主事講習の受講資格等の取扱いについて（抜粋）

新旧対照表

社会教育主事の資格の認定に関する規則（昭和48年教育委員会規則第12号）新旧対照表	
改正後	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第9条の4第4号の規定に基づき、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う社会教育主事の資格の認定（以下「認定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（認定基準）</u></p> <p>第2条 社会教育に関する専門的事項についての教養と経験があると認められる者であつて、次の各号のいずれかに該当する者は、認定を受けることができる。</p> <p>(1) <u>社会教育主事補の職若しくは法第9条の4第1号ロに規定する職又は同号ハに規定する業務を通過して4年以上経験している者</u></p> <p>(2) <u>法第9条の4第2号に規定する職を6年以上（教育職員の普通免許状を有する者については5年以上）経験している者</u></p> <p>(3) <u>法第9条の4第1号ロに規定する職に相当する職として教育委員会が認めるもの又は同号ハに規定する業務に相当する業務として教育委員会が認めるものを通過して4年以上（大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者及び高等専門学校を卒業した者については3年以上、大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、かつ、大学において社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号）第11条第1項に規定する社会教育に関する科目の全ての単位を修得した者については1年以上）経験している者</u></p> <p><u>（認定申請）</u></p> <p>第3条 認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>社会教育主事資格認定申請書（第1号様式）</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第9条の4第4号の規定に基づき、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行なう社会教育主事の資格の認定（以下「認定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（認定基準）</u></p> <p>第2条 次の各号の一に該当する者は、認定を受けることができる。</p> <p>(1) <u>法第9条の4第1号に規定する職を5年以上経験しているもの</u></p> <p>(2) <u>法第9条の4第2号に規定する職を7年以上経験しているもの</u></p> <p>(3) <u>前各号に相当するものとして教育委員会が認めるもの</u></p> <p><u>（認定申請）</u></p> <p>第3条 認定を受ける者は、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>社会教育主事資格認定申請書（別記様式第1号）</u></p>

(2) 社会教育主事講習等規程第8条第1項に規定する修了証書の写し

(3) 前条各号に規定するいずれかの職にあったこと又は業務の経験を有することを証明する任命権者若しくは所属団体の代表者の証明書

(4) 履歴書

(5) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し

(6) その他教育委員会が必要と認める書類

(認定証書)

第4条 教育委員会は、前条の書類を審査し、適当と認めるときは、社会教育主事資格認定証書（第2号様式_____。以下「認定証書」という。）を交付する。

(認定名簿)

第5条 教育委員会は、前条の規定に基づき認定証書を交付した者について、社会教育主事資格認定名簿（第3号様式_____）に必要な事項を記載する。

(2) 法第9条の5の規定による社会教育主事講習の終了証書の写し

(3) 第2条第1号若しくは第2号に該当する者であることを証明する任命権者若しくは所属団体の代表者の証明書又は第2条第3号に該当するものであることを認定するにたたる書類

(4) 履歴書

(5) 写真（上半身脱帽5cm×5cmの2葉）

(認定証書)

第4条 教育委員会は、前条の書類を審査し、適当と認めるときは、社会教育主事資格認定証書（別記様式第2号。以下「認定証書」という。）を交付する。

(認定名簿)

第5条 教育委員会は、前条の規定に基づき認定証書を交付した者について、社会教育主事資格認定名簿（別記様式第3号）に必要な事項を記載する。

第1号様式（第3条関係）

社会教育主事資格認定申請書	
沖縄県教育委員会殿	年 月 日
現住所 ふりがな氏名	年 月 日生

社会教育法第9条4第4号の規定による社会教育主事の資格の認定を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

(別記様式第1号)

社会教育主事資格認定申請書	
沖縄県教育委員会殿	昭和 年 月 日
本籍 現住所 ふりがな氏名	年 月 日生

社会教育法第9条4第4号の規定による社会教育主事の資格の認定を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

第2号様式（第4条関係）

社会教育主事資格認定証書	
現住所 氏名 生年月日	第 号

上記の者は、社会教育法第9条の4第4号に規定する教養と経験を有し、社会教育主事となる資格があることを認定する。

年 月 日

沖縄県教育委員会 印

(別記様式第2号)

社会教育主事資格認定証書	
写真 本籍 現住所 氏名 生年月日	第 号

上記の者は、社会教育法第9条の4第4号に規定する教養と経験を有し、社会教育主事となる資格があることを認定する。

昭和 年 月 日

沖縄県教育委員会 印

第3号様式 (第5条関係)

社会教育主事資格認定名簿

登録番号	認定証書 交付年月日	年 月 日	氏 名	年 月 日	年 月 日	日 生
現住所						
備考	第2条第 号適用					
登録番号	認定証書 交付年月日	年 月 日	氏 名	年 月 日	年 月 日	日 生
現住所						
備考	第2条第 号適用					
~~~~~						

(別記様式第3号)

社会教育主事資格認定名簿

登録番号	認定証書 交付年月日	年 月 日	氏 名	年 月 日	年 月 日	日 生
本籍						
現住所						
備考	第2条第 号適用					
登録番号	認定証書 交付年月日	年 月 日	氏 名	年 月 日	年 月 日	日 生
本籍						
現住所						
備考	第2条第 号適用					
~~~~~						

社会教育法（昭和二十四年六月十日号外法律第二百七号）（抜粋）

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令等の施行並びに社会教育主事の資格及び社会教育主事講習の受講資格等の取扱いについて

（7 文科教第801号令和 7 年 7 月 31 日）（抜粋） □

第二 社会教育主事の資格及び社会教育主事講習の受講資格等の取扱いについて

3 法第9条の4第4号の規定に基づく都道府県教育委員会の認定について法第9条の4第4号の規定に基づき、都道府県教育委員会が、講習等規程第2条第3号から第6号に規定する受講資格により主事講習を受講し、修了した者（法第9条第1号及び第2号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について法第9条第1号から第3号に掲げる者に相当する教養と経験があると認定したものは、社会教育主事となる資格を有することとなる（以下「第4号認定」という。）。

（1）第4号認定による認定の考え方

第4号認定を行う者については、次を目安に認定を行うこと。

ア 法第9条の4第1号に規定する社会教育主事補の職、主事補と同等の職及び社会教育に関係のある業務を4年以上経験している者で、社会教育に関する専門的事項についての教養と経験があると認められる者

イ 法第9条の4第2号に規定する教育に関する職を6年以上（教育職員の普通免許状を有する者については5年以上）経験している者で、社会教育に関する専門的事項についての教養と経験があると認められる者

ウ 法第9条の4第1号に規定する主事補と同等の職に相当する職又は社会教育に関係のある業務に相当する業務を通算して4年以上（大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者又は高等専門学校を卒業した者については3年以上、大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、かつ、大学において講習等規程で定める社会教育に関する科目の単位を修得したものについては1年以上）経験している者で、社会教育に関する専門的事項についての教養と経験があると認められる者